

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

令和7年9月26日に開催した府中市地域公共交通に関する運賃協議会において、次の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

(1) 運賃の種類及び額

運賃の種類	運賃の額	備考
大人普通旅客運賃	1乗車100円	
小児普通旅客運賃	1乗車100円	未就学児は無料とする。
普通回数券旅客運賃	1乗車100円	100円×21枚つづり2,000円（割引率4.76%）

(2) 適用方法

ア この運賃は、2の旅客を輸送する場合に適用する。

イ 東京都シルバーパスは利用できない。

2 運賃を適用する路線

府中市コミュニティバス「ちゅうバス」 武蔵台循環（詳細は別紙のとおり）

3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 運賃を定める運行事業者の氏名又は名称

京王自動車株式会社

令和7年9月26日

府中市地域公共交通に関する運賃協議会

会長 山 田 英 紀

府中市コミュニティバス「ちゅうバス」武蔵台循環

